

労働保険事務組合の皆様へ

～年度更新関係事務のスケジュールの変更のお知らせ～

年度更新に係る労働保険料及び一般拠出金の申告・納付期限が延長されたことに伴い、労働保険事務組合関係の年度更新関係事務のスケジュールも以下のように変更になりますので、ご留意願います。

1 平成19年度の口座振替納付日について

口座振替納付を利用する場合の第1期分の労働保険料及び通年分の一般拠出金の金融機関による口座振替納付日は、**平成19年7月12日(木)に変更**となります(※)。

※第2期分及び第3期分の口座振替納付日については変更ありません。

2 平成19年度の報奨金の交付手続について

(1) 報奨金算定基準日

報奨金の交付要件である労働保険料及び一般拠出金(※)の納付状況を確認するための基準日(報奨金算定基準日)については、延長後の年度更新の申告・納付期限である**平成19年6月11日(月)に変更**となります。

※平成19年度から、労働保険料に係る年度更新と併せて石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金についても申告・納付していただくことに伴い、一般拠出金に係る報奨金の交付も開始されます。

(2) 報奨金交付の申請期限

各都道府県労働局への報奨金交付の申請期限は、**平成19年8月22日(水)に変更**となります(※)。

※報奨金の交付期日については変更ありません(予定)。

上記の変更点を含め、平成19年度の労働保険料及び一般拠出金に係る報奨金の詳細については、後日、各都道府県労働局からお知らせがありますので、ご留意ください。